

入札にあたっての注意事項

本件は「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動があり、適用条件を満たした場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）に定めるとおりです。

※契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。
協議の請求書は、履行開始日から12ヶ月経過後（2回目以降は前回スライドから12ヶ月経過後）以降に提出してください。